

未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラムに参加する滋賀県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、広域通信制高等学校（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒（うち、広域通信制高等学校に在籍する生徒については、滋賀県内の通信教育連携協力施設において通信教育を受けている生徒のうち滋賀県に居住している生徒に限定する）に対し、予算の範囲内において奨学金・留学準備金（以下「奨学金等」という。）を支給する。その交付については、滋賀県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(受給資格)

第2条 未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラムにより奨学金等を受給できる者（以下「派遣留学生」という。）は、次の各号をすべて充たす者とする。

- (1) 当該年度の未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラムの派遣留学生として採用されていること。
- (2) 在籍高等学校等が派遣を許可し、受入先機関が受け入れを許可していること。

(留学準備金の対象経費および交付金額)

第3条 留学準備金の対象経費は、事前・事後研修参加費、事前・事後オリエンテーション参加費、往復渡航費、査証取得、予防接種等、留学準備に係る費用とする。支給額は、別表第1のとおりとする。

(奨学金の対象経費および交付金額)

第4条 奨学金の対象経費は、留学計画の実行に係る現地活動費および授業料相当額とする。支給月額は、別表第2のとおりとする。

(未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の交付申請)

第5条 規則第3条の申請書は、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等交付申請書（別記様式第1号）によるものとし、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム派遣留学生として採用されたことを示す通知書の写しを添付するとともに収支予算書（別記様式第2号）およびその他知事が必要と認める書類を、校長を通じて知事に提出するものとする。

- 2 派遣留学生は、前項に規定する交付申請書を提出するに当たっては、奨学金等に係る消費税等仕入れ控除額（奨学金等の対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する

額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において奨学金等に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 校長は、申請者から第 1 項に規定する申請があったときは、第 2 条に規定する申請者の受給資格の有無を審査の上、副申書（別記様式第 3 号）を添えて知事に提出するものとする。
- 4 知事は、第 1 項に規定する申請があったときは、その内容を審査して交付または不交付を決定し、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等交付（不交付）決定通知書（別記様式第 4 号）により、校長を通じて行うものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第 6 条 派遣留学生は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（変更申請手続）

- 第 7 条 交付申請をした者は、交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等変更交付申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

- 第 8 条 知事は、規則第 8 条の規定により、天災地変その他未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の交付の決定後生じた事情の変更により、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合には、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。ただし、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 知事は、第 1 項の措置をとった場合は、校長を通じて派遣留学生に通知するものとする。

（未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の交付決定の取消し等）

- 第 9 条 知事は、規則第 16 条の規定および派遣留学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の交付決定の全部または一

部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める受給資格のいずれかを喪失した場合
 - (2) 留学期間が14日に満たなくなった場合
 - (3) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合、または受入先機関もしくは在籍高等学校等で懲戒処分を受けた場合
 - (4) 留学計画に大幅な変更が生じている場合。ただし、再審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではない。
 - (5) 派遣留学生の本事業に係る各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
 - (6) その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合
- 2 校長は、派遣留学生が前項の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するものとする。
- 3 知事は、第1項本文の措置をとった場合は、校長を通じて派遣留学生に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等実績報告書（別記様式第6号）によるものとし、収支精算書（別記様式第7号）およびその他知事が必要と認める書類を、当該年度の1月31日までに校長を通じて知事に提出するものとする。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした場合は、実績報告書を提出するに当たって、奨学金等に係る消費税等仕入れ控除額が明らかである場合には、これを奨学金等の額から減額して報告しなければならない。

(未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の額の確定)

第11条 知事は、規則第13条の規定による未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の額の確定の通知を、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等交付確定通知書（別記様式第8号）により、校長を通じて行うものとする。

2 第1項の規定による額の確定は、第10条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(奨学金等の交付請求および交付方法)

第12条 派遣留学生は、概算払により奨学金等の交付を受けようとするときは、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等概算払請求書（別記様式第9号）により、校長を通じて、知事に提出するものとする。

2 知事は、奨学金等を派遣留学生の金融機関口座に振り込むものとし、その口座は日本国

内のものとする。

(奨学金等の返還)

第13条 知事は、未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム奨学金等の交付決定を取り消した場合において、既に奨学金等が交付されているときは、奨学金等の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、返還の命令を、校長を通じて派遣留学生に通知する。
- 3 派遣留学生は、返還が命じられた場合、知事が定める期限までに返還しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う奨学金等の返還)

第14条 派遣留学生は、補助事業完了後に消費税等の申告により奨学金等に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。なお、奨学金等に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 申請者および校長は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく変更交付申請、第10条の規定に基づく実績報告または第12条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

留学準備金支給金額

留学先国・地域	支給金額
アジア地域	210,000円
その他の地域	350,000円

- ・「アジア地域」とは、「別紙：国・地域コード表」の国・地域コードが100番台の国・地域を指す。
- ・留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給する。

別表第2（第4条関係）

奨学金支給金額

留学先国・地域	支給金額 (月額) (家計基準内)	支給金額 (月額) (家計基準外)
北米、シンガポール、欧州、中近東 (※除外国) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000円	60,000円
アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカおよび上記除外国	120,000円	

- ・奨学金は、留学期間から算出した支給対象となる月（以下「支給対象月」という。）数に応じて支給する。支給対象月数は、留学期間の日数を31日で除した数（小数点以下切り上げ）とする。
- ・複数の留学先国・地域がある留学計画の奨学金月額は、留学期間（日数）が最も長い留学先・国地域の金額を適用する。複数の留学先・国地域で留学期間（日数）が同じ場合は、金額が高い方の地域区分を適用する。

別紙：国・地域コード表

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
ア ジ ア	100	台湾	108	インドネシア	116	パキスタン
	101	バングラデシュ	109	大韓民国	117	フィリピン
	102	ブータン	110	ラオス	191	シンガポール
	103	ブルネイ	111	マカオ	119	スリランカ
	104	カンボジア	112	マレーシア	120	タイ
	105	中国	113	モンゴル	121	ベトナム
	106	香港	114	ミャンマー	123	東ティモール
	107	インド	115	ネパール	124	モルディブ
中 南 米	201	アルゼンチン	209	エクアドル	217	パラグアイ
	202	ボリビア	210	エルサルバドル	218	ペルー
	203	ブラジル	211	グアテマラ	219	トリニダード・ トバゴ
	204	チリ	212	ホンジュラス	220	ウルグアイ
	205	コロンビア	213	ジャマイカ	221	ベネズエラ
	206	コスタリカ	214	メキシコ	222	ハイチ
	207	キューバ	215	ニカラグア		
	208	ドミニカ共和国	216	パナマ		
中 近 東	301	バーレーン	308	レバノン	314	アラブ首長国連邦
	303	イラン	309	オマーン	315	イエメン
	304	イラク	310	カタール	316	パレスチナ
	305	イスラエル	311	サウジアラビア	317	アフガニスタン
	306	ヨルダン	312	シリア		
	307	クウェート	313	トルコ		
ア フ リ カ	401	アルジェリア	414	モーリタニア	427	ボツワナ
	402	カメルーン	415	モロッコ	428	南スーダン共和国
	403	コンゴ共和国	416	ナイジェリア	429	シェラレオネ
	404	コートジボワール	417	セネガル	430	モザンビーク
	405	エジプト	418	南アフリカ	431	ベナン共和国
	406	エチオピア	419	スーダン共和国	432	ガンビア
	407	ガボン	420	タンザニア	433	ナミビア
	408	ガーナ	421	チュニジア	434	ニジェール
	409	ギニア	422	コンゴ民主共和国	435	マラウイ

地域	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名	国・地域コード	国・地域名
	410	ケニア	423	ザンビア	436	ジブチ
	411	リベリア	424	ジンバブエ	437	ルワンダ
	412	リビア	425	チャド	438	ブルンジ
	413	マダガスカル	426	ウガンダ	439	レソト
北米	501	カナダ	502	アメリカ合衆国		
オセアニア	601	オーストラリア	607	フィジー諸島	613	バヌアツ
	602	ニュージーランド	608	キリバス	614	サモア
	603	パプアニューギニア	609	ナウル	615	クック諸島
	604	パラオ	610	ソロモン諸島	616	ニウエ
	605	マーシャル諸島	611	トンガ	617	トケラウ諸島
	606	ミクロネシア	612	ツバル	618	ニューカレドニア
ヨーロッパ	701	アルバニア	718	ギリシャ	735	スウェーデン
	702	オーストリア	719	ハンガリー	736	イス
	703	エストニア	720	アイスランド	737	英國
	704	ラトビア	721	アイルランド	738	セルビア
	705	リトアニア	722	イタリア	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ
	706	ベルギー	723	ルクセンブルク	740	キルギス
	707	ブルガリア	724	マルタ	741	タジキスタン
	708	ベラルーシ	725	北マケドニア	742	モンテネグロ
	709	カザフスタン	726	オランダ	743	アゼルバイジャン
	710	ウクライナ	727	ノルウェー	744	リヒテンシュタイン
	711	ウズベキスタン	728	ポーランド	745	ジョージア
	712	クロアチア	729	ポルトガル	746	アルメニア
	713	チェコ	730	ルーマニア	747	コソボ
	714	デンマーク	731	ロシア	748	トルクメニスタン
	715	フィンランド	732	スロバキア	749	モルドバ
	716	フランス	733	スロベニア	750	キプロス
	717	ドイツ	734	スペイン		
	000	その他の国・地域				